

看護師学校養成所2年課程(通信制)進学者に対する奨学金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、日本看護協会(以下「本会」という。)の奨学金とは別に、看護師学校養成所2年課程(通信制)進学者に対する奨学金に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金及び奨学生)

第2条 この規程において奨学金とは、看護師学校養成所2年課程(通信制)へ進学する者に学資及び生計費として貸与するものをいう。

2 前項の奨学金の貸与を受ける者を奨学生という。

(奨学生の資格)

第3条 奨学生として申請できる者は次の各号に該当する者とする。

- (1) 本会の会員である者
- (2) 看護師学校養成所2年課程(通信制)に在籍している者
- (3) 他の奨学金を利用していない者

(奨学金の貸与期間及び金額)

第4条 奨学金を貸与する期間は、1年又は2年とし、1年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 奨学金の貸与額は年額36万円とする。

第2章 奨学金の貸与決定及び交付

(募集)

第5条 奨学生の募集は、協会ニュース、本会ホームページ等を通じ、公に行うものとする。

(願書の提出)

第6条 奨学金希望者は、次の各号に掲げる必要書類を会長に提出するものとする。

- (1) 奨学金願書(写真貼付)(様式1)
- (2) 在学証明書(様式2)

(3) 連帯保証人連署の誓約書(様式3)

(4) 奨学金振込指定口座届(様式4)

2 連帯保証人は、次の各号のすべての要件を備える者とする。

(1) 一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること

(2) 他の奨学生の連帯保証人となっていないこと

(3) 国内に住所を有すること

(4) 奨学生との連絡が確保されること

(奨学金の貸与決定)

第7条 奨学生の決定は、会員歴の長短等を基準に、申込期日までに到着した願書により会長が行う。決定結果は決定通知書により奨学金希望者に通知する。

2 前項の申込期日は募集要項に記載する。

(奨学金借用証書の提出)

第8条 奨学生は、貸与を受ける奨学金の全額について、奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添え、奨学金借用証書(様式5)を連帯保証人と連署のうえ期日までに会長に提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第9条 奨学金の交付は、必要書類の提出のあった者に対し、1年分36万円を当該年度の7月末日までに奨学生本人名義の銀行口座に振り込みすることにより行う。

(奨学金の辞退)

第10条 奨学生は、奨学金の交付前に限り、奨学金の貸与の辞退を申し出ることができる。

2 奨学金の貸与を辞退する者は、次の各号に掲げる必要書類を会長に提出しなければならない。

(1) 奨学金辞退届(様式6)

(2) 2年目の貸与を辞退する者にあつては、奨学金借用変更証書(様式7)

(変更の届出)

第11条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、変更届(様式8又は様式9)により直ちに会長に届け出なければならない。

(死亡の届出)

第12条 奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは、相続人又は連帯保証人が死

亡を証明する書類を添えて奨学生死亡届（様式10）を直ちに会長に届け出るものとする。

（奨学生の身分の喪失）

第13条 奨学生が、次の各号の一に該当するときは奨学生の身分を喪失する。

- （1）死亡したとき
- （2）奨学金の貸与を辞退したとき
- （3）第3条に定める奨学生の資格を喪失したとき
- （4）休学期間が1ヵ年を超えるとき
- （5）その他奨学生として適当でないと会長が認めたとき

（利息）

第14条 奨学金の貸与は、無利息とする。

第3章 奨学金の返還

（奨学金の返還）

第15条 奨学生であった者は、貸与期間の最終月の翌月から起算して6ヵ月を経過した後返還を開始し、3年以内に貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。ただし、第13条（第2号を除く）の規定により奨学生の身分を喪失した場合は、事由発生月の翌々月から返還を開始するものとする。

2 奨学金の返還にあたり、次の各号に掲げる必要書類を期日までに会長に提出するものとする。

- （1）奨学金返還計画書（様式11）
- （2）預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

3 奨学金の返還は、奨学金の返還計画に基づき、半年賦、月賦又は両者の併用による奨学生本人名義の口座からの自動引落としによらなければならない。ただし、奨学生であった者の都合により、いつでも繰り上げ返還することができる。繰り上げ返還を希望する者は、繰上返還申込書（様式12）を提出しなければならない。

4 前項の規程にかかわらず、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、貸与した奨学金の全部又は一部につき、繰上げ償還させることができる。

- （1）奨学金を貸与の目的以外に使用したとき
- （2）いつわりの申請その他の不正の手段によって貸与を受けたとき
- （3）返還金の支払いを怠ったとき
- （4）必要書類の提出がないとき

5 本人に返還できない事由が生じたときは、連帯保証人が返還しなければならない。

(奨学金の返還猶予)

第16条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、願出によって奨学金の返還を猶予することがある。

- (1) 災害又は傷病により返還が困難となったとき
- (2) その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき

(返還猶予の願出)

第17条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その理由を証明する書類を添え、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還猶予願(様式13)を提出しなければならない。

2 返還猶予の期間は1年以内とし、さらに事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、猶予できる期間は通算して3年を限度とする。

(返還猶予の決定)

第18条 奨学金の返還猶予願の提出があったときは、会長は審査決定し、その結果を本人及び連帯保証人に通知する。

(延滞金)

第19条 会長は、奨学金の返還が著しく遅延したときは、延滞金を徴収することができる。

第4章 返還免除

(返還免除)

第20条 会長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学金の返還を免除することができる。

- (1) 奨学生であった者が死亡したとき
- (2) 心身の障害により返還不能となったとき
- (3) その他やむを得ない事由により、返還不能となったとき

(返還免除の願出)

第21条 奨学金の返還免除を受けようとする者又は相続人は、その理由を証明する書類を添え、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還免除願(様式14)を会長に提出しなければならない。

(返還免除願出の期限)

第22条 奨学金返還免除願は、返還不能の理由が生じたときから3ヶ月以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと会長が認めたときは、さらに1年を超えない範囲で期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

第23条 奨学金の返還免除願の提出があったときは、会長は審査決定し、その結果を本人、相続人及び連帯保証人に通知する。

第5章 雑則

(実施細則)

第24条 この規程の実施について必要な事項は会長が別に定める。

(規程の変更)

第25条 この規程の変更は理事会の承認を得て、会長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成20年11月20日に制定し、平成20年12月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成21年11月20日に改正し、平成21年12月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成22年11月18日に改正し、平成22年12月1日から施行する。